

9. 物品の搬入・搬出と移動

① 物品の搬入

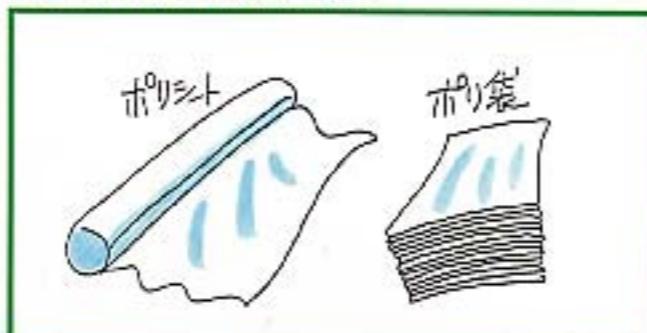
(1) 搬入前の準備

物品の搬入にあたっては、不必要的物を持ち込まないことが大切です。

■ 物品の梱包はできるだけはすす



■ 必要な量だけ搬入する



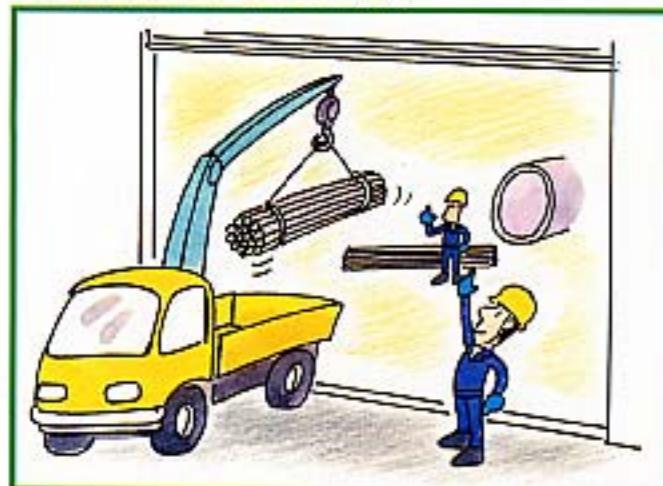
■ 汚染区域で使用する工具などは養生する



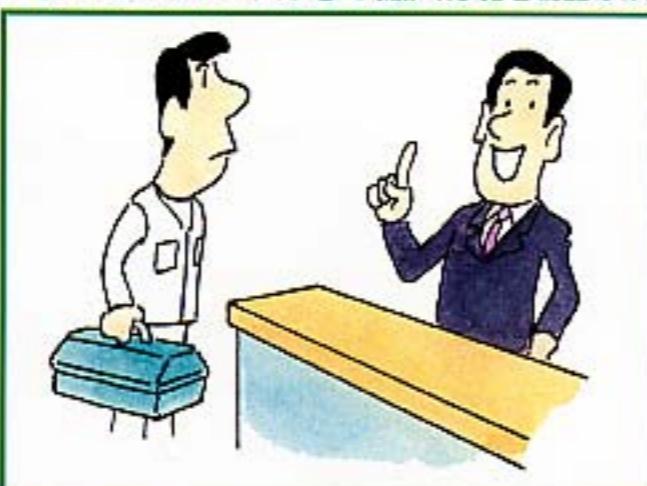
(2) 搬入手順

物品の搬入手順には、次の2通りがあります。

■ 大物搬出入口からの搬入



■ チェックポイントからの搬入(手持ち物品のみ)



注意 カメラのレンズや腕時計には、放射性物質が含まれていることがありますので、持ち込む前には放射線管理員に相談し、その指示に従って下さい。

② 物品の移動

管理区域で、汚染レベルの高い区域から低い区域へ物品を移動する際には、ポリ袋などで養生して下さい。

放射線管理員による汚染検査



放射線管理員の指示にもとづいて物品の移動を行う



③ 物品の搬出

関係法令（電離則第32条）

物品の搬出手順には、次の2通りがあります。

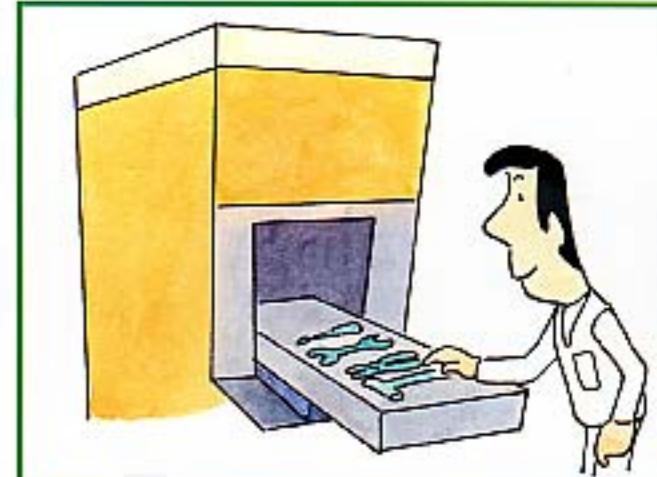
■ 大物搬出入口からの搬出

搬出前に汚染検査を行い、保安監視員(ガードマン)の指示に従って管理区域外へ搬出する。



■ 汚染検査所からの搬出

小物搬出モニターで、手持ち物品の汚染検査を行い搬出する。



なお、A区域から搬出する場合は汚染検査は不要です。

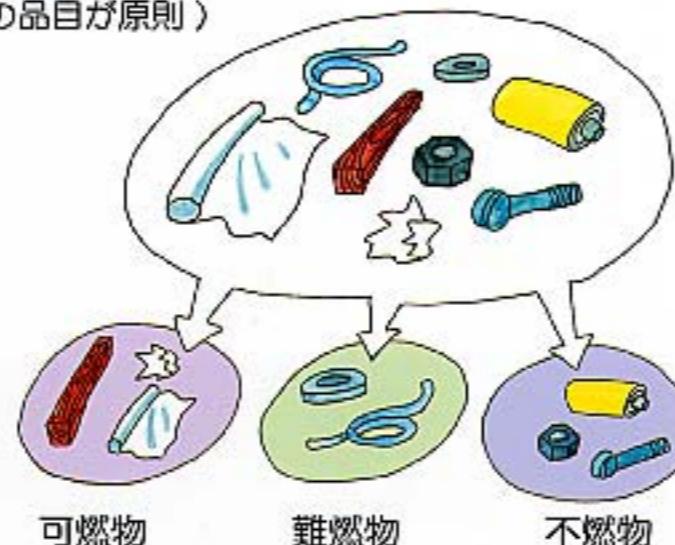
10. 廃棄物の処理方法

① 処理手順

汚染した廃棄物は、次の手順で処理します。

a. 仕分け

廃棄物を可燃物、難燃物、不燃物に仕分け、
ポリ袋に詰めます。(1つの袋に1つの品目が原則)



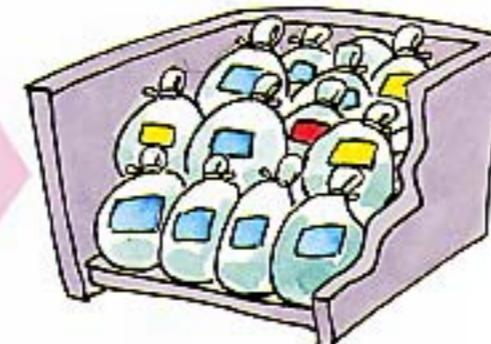
b. 表面線量当量率測定

放射線管理員が、1袋ずつ表面線量当量率を測定します。
袋表面に廃棄物表示ステッカーを貼りつけます。



c. 廃棄

常設集積場所（ベーリングエリア）
または、仮設集積場所へ



② 廃棄物の分類

可燃物、難燃物、不燃物の主なものは次のとあります。

可燃物	難燃物	不燃物
<ul style="list-style-type: none"> ・ウエス ・不織布カバーオール ・アノラック ・紙 ・木材 ・酢酸ビニール類 ・その他の可燃物 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴムホース ・ゴムパッキン ・ゴムマット ・ゴム手袋 ・その他の難燃物 	<ul style="list-style-type: none"> ・金属類 ・保温材 ・コンクリート ・フィルター類 ・塩化ビニール類 ・その他の不燃物

③ 注意事項

廃棄物を袋詰めする際には、次のきまりを必ず守って下さい。



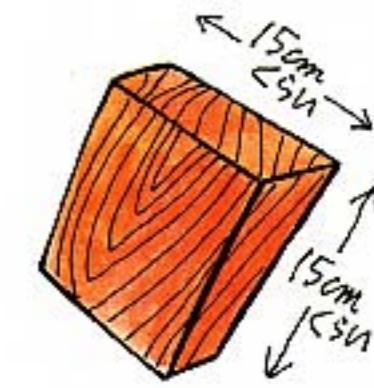
ギュウギュウ詰めにしない



可燃物、難燃物、不燃物を
一緒に袋詰めしない



水分（水、油など）をよくしぼる



木材は小さく切る

1. 発電所の概要及び区域管理

① 発電所の主要建屋と機器配備

発電所の建屋は、原子炉建屋(R/B)を中心に、タービン建屋(T/B)、サービス建屋(S/B)などがあります。

● 原子炉建屋 (R/B)

発電所の心臓部にあたる原子炉などを収納する建屋で、タービンへ蒸気を送り出します。

● タービン建屋 (T/B)

原子炉建屋から送りこまれた蒸気で電気を作り出すタービン、発電機などがある建屋です。

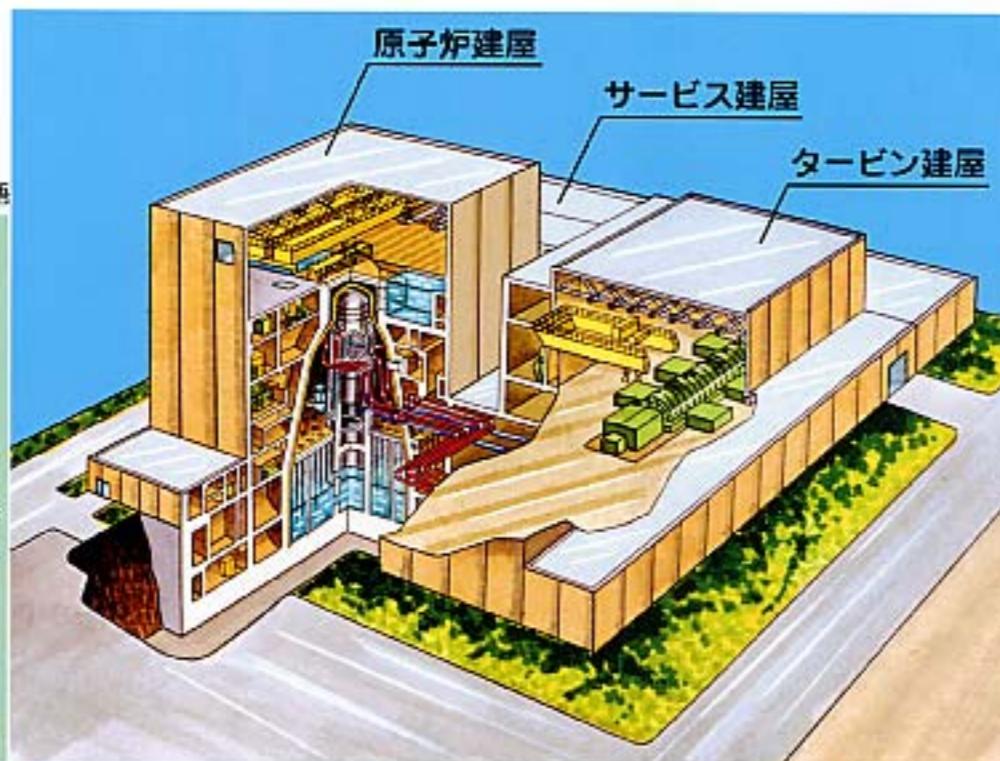
● サービス建屋 (S/B)

管理区域への出入り管理を行うチェックポイントや更衣所、汚染検査所などがある建屋です。

※この他に放射性廃棄物を処理するための建屋や固体廃棄物を貯蔵するための建屋などがあります。

仕事で使われる主な機器・設備の略語

Rx	: 原子炉
Tb	: タービン
RPV	: 原子炉圧力容器
PCV	: 原子炉格納容器
D/W	: ドライウェル
CR	: 制御棒
CUW	: 原子炉冷却材浄化系
MS	: 主蒸気系
RHR	: 残留熱除去系
MUW	: 補給水系
HVAC	: 換気空調設備
RW	: 放射性廃棄物



② 発電所内の区域区分

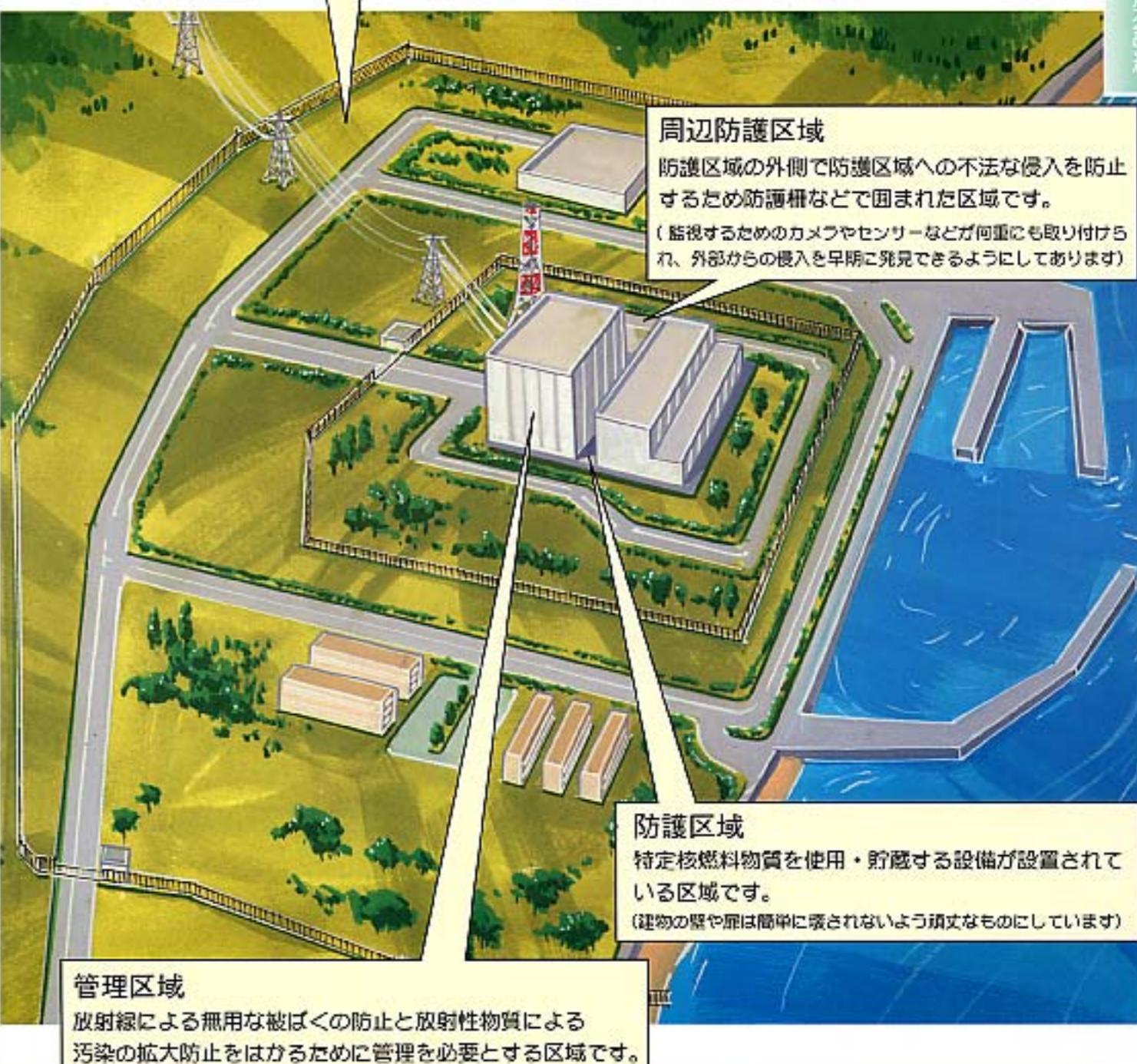
発電所構内は、防護柵や壁などいくつもの区域に区分され、許可された人以外の立ち入りを制限するなど、厳重な管理が行われています。

周辺監視区域

人の居住を禁止し、境界に柵を設け、業務上立ち入る者以外の立ち入りを制限している区域です。

周辺防護区域

防護区域の外側で防護区域への不法な侵入を防止するため防護柵などで囲まれた区域です。
(監視するためのカメラやセンサーなどが何處にも取り付けられ、外部からの侵入を早期に発見できるようにしてあります)



③ 管理区域内の区域区分

関係法令（電離則第3条、3条の2）

管理区域は、壁・柵などで区画し、標識により他の場所とはっきり区別しています。
出入口には、チェックポイントを設け、許可された人以外の立ち入りを制限しています。

